



令和七年度（2025年度）

要覧



熊本県立教育センター
Kumamoto Prefectural Education Center

目 次

I	熊本県立教育センターについて	1
II	沿 革	1
III	組織・構成	2
IV	事業の概要	
	研修事業	3
	研究事業	4
	図書及び資料の活用支援事業	5
	情報教育事業	5
	熊本県教育情報システム事業	6
	科学展に関する事業	6
	人権教育推進に関する事業	7
	防災教育と心のケアの推進に関する事業	7
V	条例及び規則等	8
VI	施設の概要	10

I 熊本県立教育センターについて

熊本県立教育センターは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき設置され、熊本県立教育センター条例に基づき、事業を行っています。主な内容は以下のとおりです。

- 教育関係職員の研修に関する事
- 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関する事
- 教育に関する図書及び資料の収集及び活用に関する事
- 情報処理についての生徒の実習に関する事
- その他教育の充実及び振興を図るために必要な事業

このような事業を通して、熊本県における教育の充実及び振興を図り、熊本県の子供たちの自己実現のために努力されている全ての先生を支えています。

II 沿革

熊本県立教育センターは、昭和22年に熊本薬学専門学校（現熊本大学薬学部）内に設立された「熊本県立科学教育研究所」を前身としており、昭和46年7月1日に新たに発足しました。平成13年に第1回研究発表会を開催し、その後毎年継続開催しています。

昭和22年4月1日	熊本県立科学教育研究所設立 (所在地 熊本市大江町九品寺 熊本薬学専門学校（現熊本大学薬学部）内)
昭和28年4月1日	教育研究所設置 (所在地 熊本市花畑町80番地 県教育庁内)
昭和30年4月1日	教育研究所を熊本県教育研究所として格上げ設置 (所在地 熊本市花畑町80番地 県教育庁内)
昭和39年4月1日	熊本県立教育研究所設置、熊本県教育研究所及び熊本県立科学教育研究所は廃止 (所在地 熊本市花畑町80番地 県教育庁内)
昭和46年3月5日	熊本県立教育センター起工式挙行 (現所在地)
昭和46年7月1日	熊本県立教育センター発足
平成13年2月14日	熊本県立教育センター第1回研究発表会を開催 (その後、毎年継続開催)

Ⅲ 組織・構成

所長

副所長

副所長

区分	行政職	教育職		計	会計年度 任用職員
		県立	義務		
所長	1			1	
副所長	2			2	
総務課	3			3	1
教科研修部	(1)	9	1 2	2 1	
経営研修部	1	5	6	1 2	1
情報教育研修部	1	9	3	1 3	1
計	8	2 3	2 1	5 2	3

* () は兼務

総務課

(代表) TEL 0968-44-6611

教科研修部

(直通) TEL 0968-44-6613

第一教科研修室

第二教科研修室

理科研修室

○研修企画
○基本研修Ⅰ
○基本研修Ⅱ
○教育の充実・振興

初任者研修 2年目研修 3年目研修 共創型次世代教員研修 (共創探究コース)
中堅教諭等資質向上研修
養護教諭研修 栄養教諭研修 幼稚園等教員・保育士研修
科学展

経営研修部

(直通) TEL 0968-44-6637

経営研修室

特別支援教育研修室

○研究企画
○教育の充実・振興
○研究機関
○専門研修
○基本研修Ⅲ
○選択研修
○スクールサポート
○特別教育研究Ⅲ

研究企画推進
人権教育推進
全教連・九教連・全特セ
管理職等研修 担当者研修
新任学校司書研修 新任実習教師研修 新任寄宿舍指導員研修
特別支援教育研修 共創型次世代教員研修 (課題探究)
スクールサポート
学校経営等調査研究開発 生徒指導等調査研究開発

情報教育研修部

(直通) TEL 0968-42-1167

情報教育研修室

教育方法

○情報教育
○教育情報企画
○選択研修
○図書

情報教育関係研修 生徒実習 熊本県教育情報化推進事業
所内情報機器及びシステムの運用管理
教育情報等の収集・管理・閲覧提供 県教育情報システムの運用・企画・管理
教育の情報化研修
図書資料室経営 資料等収集

IV 事業の概要 研修事業

基本方針

令和7年度（2025年度）の県立教育センターにおける研修事業においては、県教育委員会が策定した「令和7年度（2025年度）熊本県教職員研修計画」及び「熊本県教員等の資質向上に関する指標」に基づき、複雑化、多様化する教育課題を解決し、学校総体としての教育力向上に資するにふさわしい内容と方法で事業を実施する。

本教育センターにおける研修

- 【研修の概要】
- (1) 教職経験の各段階で目指すべき資質・能力
 - (2) 教育への新たなニーズに対応する研修
 - (3) マネジメント力を強化する研修

【令和7年度（2025年度）研修の特徴】

- (1) 経験段階に応じた指導力の段階的育成
- (2) 学校マネジメント力の強化
- (3) 教育公務員としての資質向上

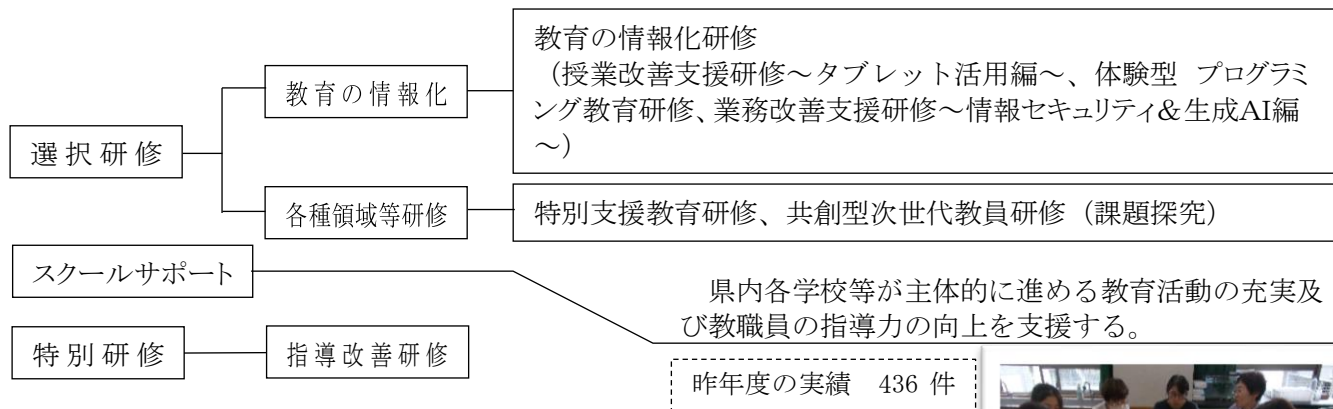


初任者研修(県立学校)の様子



幼稚園等教員・保育士研修の様子





【参考資料】詳細については下記資料を参照

◇熊本県立教育センターホームページ

URL <https://www.higo.ed.jp/center/>

◇「熊本県教員等の資質向上に関する指標」

URL <https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/87940.html>



スクールサポートの様子

IV 事業の概要 研究事業

基本方針

- 学習指導要領に示された内容や熊本県第4期教育振興基本計画及びくまもと新時代教育大綱等に基づき、本県教育の発展並びに課題の解決に向けた研究を推進する。
- 教育関係法令、学習指導要領対応等についての最新情報や学力向上につながる具体的な内容を学校等へ発信・提供し、授業改善を支援する。
- 研究成果を基に学校現場への教育支援及び情報の発信・提供を行うとともに、本教育センターで実施する研修に研究成果を生かすようにする。

事業内容

今日の多様な教育課題について、本教育センターのシンクタンク機能を生かし、学校現場に役立つ、学校の教育活動を支援する実践的な研究を行う。教育課題に応じたプロジェクトチームを編成し、共同で研究を行う。

近年の研究発表会について

令和5年度

テーマ「教員の課題解決につなげる支援の在り方について」

特別講演「教師も伸びる授業づくり」

熊本大学 特任教授 前田 康裕 氏

「元気なチーム学校を作るためのコーチング・スキル」

ナラティブコミュニケーション教育研究所 所長

別府大学 客員教授 佐藤 敬子 氏

令和6年度

テーマ「教員の課題解決につなげる支援の在り方について」

特別講演「教師の新たな学びの姿～校内研修を再考する～」

熊本大学 特任教授 前田 康裕 氏

「『学び』はどこへ向かおうとしているのか」～次期学習指導

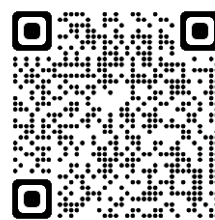
要領改訂審議を見据えて～

学校法人桐蔭学園 理事長

桐蔭横浜大学 教授 溝上 慎一 氏

令和7年度（2025年度）第26回教育センター研究発表会

期日：令和8年（2026年）2月10日（火）からオンラインで開催予定



熊本県立教育センター
KYOサポサイト

Ⅳ 事業の概要 図書及び資料の活用支援事業

基本方針

- 教育研究の充実及び振興を図るため、教育に関する図書及び研究資料等の収集・整理を行い、県内外教育関係者の実践・研究に便宜を図る。
- 本教育センター及び各研究機関等における研修・研究の状況や成果の広報を行う。

事業内容

図書及び資料等の収集・管理

- 書籍及び教育研究・調査報告資料、教科書、雑誌、その他必要な資料の収集
- 図書及び資料等の分類・管理

教科書センターとしての役割

- 所内外の要請に応じて公開
- 教科書展示会の開催

情報センターとしての役割

- 教育研究等に関する情報の収集・発信
- 熊本県内研究指定校の研究紀要等の活用促進
- 図書閲覧室のソフトウェアライブラリ機能保持

閲覧及び貸出

- 図書及び資料等の公開
- 図書及び資料等の貸出

情報提供

- 図書資料に関する情報の提供



Ⅳ 事業の概要 情報教育事業

基本方針

情報社会に対応した教育の情報化を推進するとともに、児童生徒の学力向上と情報活用能力育成を目指す。そのために、教職員のＩＣＴ活用指導力等の資質能力を向上させ、学校教育の質の改善を図る。

教育の情報化

情報教育

情報活用能力の育成等

教科指導におけるＩＣＴ活用

教科目標の達成等

校務の情報化

児童生徒と向き合う時間の確保等



タブレット活用研修の様子

目 標

- 教育の情報化の推進
- 児童生徒の学力向上と情報活用能力の育成

教職員の教育の情報化についての理解
教職員のＩＣＴ活用指導力の向上など

《教職員研修》

- ・選択研修
- ・教科等指導研修
- ・情報モラル研修
- ・自主研修

《情報教育研究》

- ・授業改善
- ・指導法開発
- ・情報活用能力育成
- ・情報モラル
- ・情報セキュリティ

教育の情報化応援
サイト運営

学校教育の質の改善

IV 事業の概要 熊本市教育情報システム事業

基本方針

本市の教育の情報化の推進と教育機関の円滑な運営を支援するため、各学校でのネットワーク利用環境と児童生徒の学力の向上及び情報活用能力の育成に寄与する教育情報を提供する。また、教育情報の収集・整備や教育用コンテンツ等の開発・提供を行うために「熊本市教育情報システム」を運用する。

熊本市の教育の情報化を推進するためのシステム

熊本市立教育センターホームページの運用

様々な教育情報及び教材、資料等を提供

オンライン研修システムの運用 (gacco)

映像コンテンツの視聴機能を有し、オンライン研修等を支える。

教材コンテンツの開発、提供

授業等で使えるデジタル教材コンテンツの開発、提供

小学校 (国語 算数 理科 社会 外国語)

中学校 (国語 数学)

学習サポート動画

熊本市学力調査 過去問題

教職員のWebメールの運用

市内の小・中・県立学校の教職員の校務を支援

学校CMSサイトの運用

開かれた学校づくりのための効果的な情報発信をサポート



熊本市立教育センター
ホームページ

IV 事業の概要 科学展に関する事業

基本方針

児童生徒及び教職員の科学に関する興味・関心を喚起し、科学研究物を展示することにより、理科の見方・考え方、問題の捉え方及び処理の方法等について具体的な啓発の機会とする。

令和7年度 (2025年度) 熊本市科学研究物展示会 (第85回科学展)

表彰式

会場

県庁地下大会議室

期日

令和7年 (2025年) 11月26日 (水)

展示 (一般公開)

会場

グランメッセ熊本

2F コンベンションホール

上益城郡益城町福富 1010

期日

令和7年 (2025年)

12月20日 (土) ~ 12月21日 (日)



第84回科学展ポスター



第84回科学展展示会の様子

令和6年度 (2024年度) 取組・出品状況

○小学生 25,654人取組 (県内児童数の26.9%)

○中学生 12,653人取組 (県内生徒数の26.0%)

○高等学校及び特別支援学校 (高等部) の出品点数 34点

○教職員の出品点数 1点

IV 事業の概要 人権教育推進に関する事業

基本方針

人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）と捉え、熊本県教育委員会人権教育取組の方向に基づき、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の解決を目指し、人が人として尊重される社会の実現に向け、各研修において積極的に推進する。



熊本県教育委員会作成「人権教育の推進に向けて(教職員向け人権教育研修用リーフレット)」(令和3年3月)
※熊本県教育委員会ホームページに掲載

IV 事業の概要 防災教育と心のケアの推進に関する事業

基本方針

熊本地震や令和2年7月豪雨をはじめとする災害の教訓を生かし、防災意識の維持向上及び防災教育と心のケアの一層の充実を図る。

基本研修（防災教育と心のケア）、所員研修会・避難訓練、熊本県学校支援チーム隊員研修等を実施する。

V 条例及び規則等

熊本県立教育センター条例

(昭和46年6月8日 熊本県条例第35号)
最終改正
昭和47年3月28日 熊本県条例第26号
(設置)

第1条 熊本県における教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、熊本県立教育センター(以下「教育センター」という。)を設置する。
(位置)

第2条 教育センターの位置は、山鹿市とする。
(事業)

第3条 教育センターは、次に掲げる事業を行なう。
(1) 教育関係職員の研修に関する事
(2) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関する事
(3) 教育相談に関する事
(4) 教育に関する図書及び資料の収集及び活用に関する事
(5) 情報処理についての生徒の実習に関する事
(6) その他教育の充実及び振興を図るために必要な事業
(昭和47条例第26号・一部改正)
(職員)

第4条 教育センターに、所長及び必要な職員を置く。
(雑則)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。

附 則
1 この条例は、昭和46年7月1日から施行する。
2 熊本県立教育研究所条例(昭和39年条例第44号)は、廃止する。

附 則(昭和47年3月28日条例第26号)
この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

熊本県立教育センター規則

(昭和46年6月30日熊本県教育委員会規則第18号)
最終改正
令和2年3月31日 熊本県教育委員会規則第3号
(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県立教育センター条例(昭和46年熊本県条例第35号)第5条の規定に基づき、熊本県立教育センター(以下「教育センター」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(組織)

第2条 教育センターに、次表の左欄に掲げる課及び部を置き、各部に同表右欄に掲げる室を置く。

課 及び 部	室 名
総 務 課	
教科研修部	第一教科研修室、第二教科研修室、 理科研修室
経営研修部	経営研修室、特別支援教育研修室
情報教育研修部	情報教育研修室

(課及び各部の事務)

第3条 課及び各部の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課
(1) 公印の管守に関する事
(2) 職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関する事
(3) 文書及び法規に関する事
(4) 予算及び経理に関する事

(5) 施設設備の維持管理に関する事
(6) 各部及び関係機関との連絡調整に関する事
(7) その他各部の所掌に属しない事項に関する事。

教科研修部
(1) 教科に関する教育内容、教育計画、学習指導法、評価等に関する調査研究及び研修に関する事
(2) 教科に関する研究の助言及び援助に関する事。

経営研修部
(1) 教育行財政、学校管理、学校経営、教育環境等に関する調査研究及び研修に関する事
(2) 道徳教育、特別活動、生徒指導、進路指導、特別支援教育等に関する調査研究及び研修に関する事
(3) 教育研究の相談及び援助に関する事
(4) 教育に関する図書及び資料の収集、整理、利用並びに刊行に関する事。

情報教育研修部
(1) 情報教育に関する生徒の実習計画及び実施に関する事
(2) 情報教育に関する教育内容、教育計画、学習指導法、評価等に関する調査研究及び研修に関する事
(3) 情報教育に関する図書及び資料の収集、整理利用及び刊行並びにソフトウェアライブラリに関する事
(4) 教育工学に関する調査研究及び研修に関する事
(5) 電子計算機の利用に基づく各種情報の整理、加工蓄積、検索等の研究及び開発に関する事。
(室の事務)

第4条 各室の分掌事務は、所長が定める。
(職員の職)

第5条 職員の職として役付職員の職、専門的職員の職及び一般職員の職を置く。
2 役付職員の職及び一般職員の職は第1表に、専門的職員の職は第2表に掲げるものとする。

第1表

役付職員	一般職員
所長 副所長 審議員 課長 部長 主幹 室長 参事	主任主事 主事

第2表

役付職員に相当する職	一般職員に相当する職
指導主事 研修主事 研究員	主任司書 司書

(職務)

第6条 所長は、県教育委員会の命を受け、教育センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2 副所長は、所長の命を受け、課及び部の事務を統一調整し、所長を補佐する。
3 審議員は、上司の命を受け、教育センターの運営に関する重要な事項を審議する。
4 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。
5 部長は、上司の命を受け、部務を掌理する。
6 主幹は、特命の担任事務を処理する。
7 室長は、上司の命を受け、室務を掌理する。
8 参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
9 専門的職員の職にある職員は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
10 一般職員の職にある職員は、上司の命を受け、担任事務に従事する。

(専決事項)

第7条 所長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の勤務に関すること。
- (2) 職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。ただし、所長の外国旅行又は旅行期間が引き続き4日以上の県外旅行については、教育長の承認を受けなければならない。
- (3) 職員の当直及び時間外の勤務に関すること。
- (4) 教育資料及び刊行物の作成、編集並びに利用に関すること。
- (5) 施設設備の使用許可に関すること。ただし、異例なものを除く。
- (6) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第11条の規定による行政文書の開示の請求に対する決定等に関すること。
- (7) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。
- (8) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条の規定による個人情報の開示の請求に対する決定等に関すること。
- (9) 前3号に定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関すること。
- (10) その他軽易な事項の処理に関すること。

(事務の代決)

第8条 所長に事故があるときは、副所長がその事務を代決する。

- 2 所長、副所長ともに事故があるときは、あらかじめ教育長の承認を得て、所長が指定した者が、その事務を代決する。
- 3 前各項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項については代決することができない。ただし、急を要する事項、又はあらかじめ処理方針を示された事項についてはこの限りでない。
- 4 前各項の規定によって代決した事項については、すみやかに上司の後閲を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(事業計画の承認等)

第9条 所長は、当該年度の事業計画について毎年4月末日までに、教育長の承認を受けなければならない。

- 2 所長は、前年度の事業の結果を毎年6月末日までに、教育長に報告しなければならない。

(研究協力校等)

第10条 教育センターは、研究協力校又は研究協力員を委嘱することができる。

- 2 研究協力校及び研究協力員の委嘱に関し、必要な事項は教育長が定める。

(協議会)

第11条 教育センターに、その運営の円滑を図るため教育センター協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

- 2 協議会は、教育センターの運営にかかる重要事項について協議し、所長に意見を述べる。
- 3 協議会の組織及び運営についての必要な事項は、教育長が定める。

(防災及び警備)

第12条 所長は、年度初めにおいて教育センターの防災及び警備の計画を作成し、教育長に届け出なければならない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、管理及び運営に関し必要な事項は所長が定める。

附 則

(省 略)

熊本県立教育センター研究協力校及び研究協力員設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県立教育センター規則(昭和46年熊本県教育委員会規則第18号)第10条に基づいて必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 研究協力校は、市町村立学校及び県立学校のうちから、熊本県立教育センター所長(以下「教育センター所長」という。)が委嘱する。

2 研究協力員は、市町村立学校及び県立学校に勤務する教職員のうちから教育センター所長が委嘱する。

(任務)

第3条 研究協力校及び研究協力員は、教育センターが計画実施する調査研究等の事業に協力する。

(委嘱期間及び任期)

第4条 研究協力校の委嘱期間及び研究協力員の任期は当該年度とする。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

この規程は、平成8年8月23日から施行する。

熊本県立教育センター協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県立教育センター規則(昭和46年熊本県教育委員会規則第18号)第11条に基づいて必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、15人以内とし次の各号に掲げる者のうちから組織し、熊本県教育長が委嘱する。

- (1) 教職員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長・副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会議を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が召集する。

(事務)

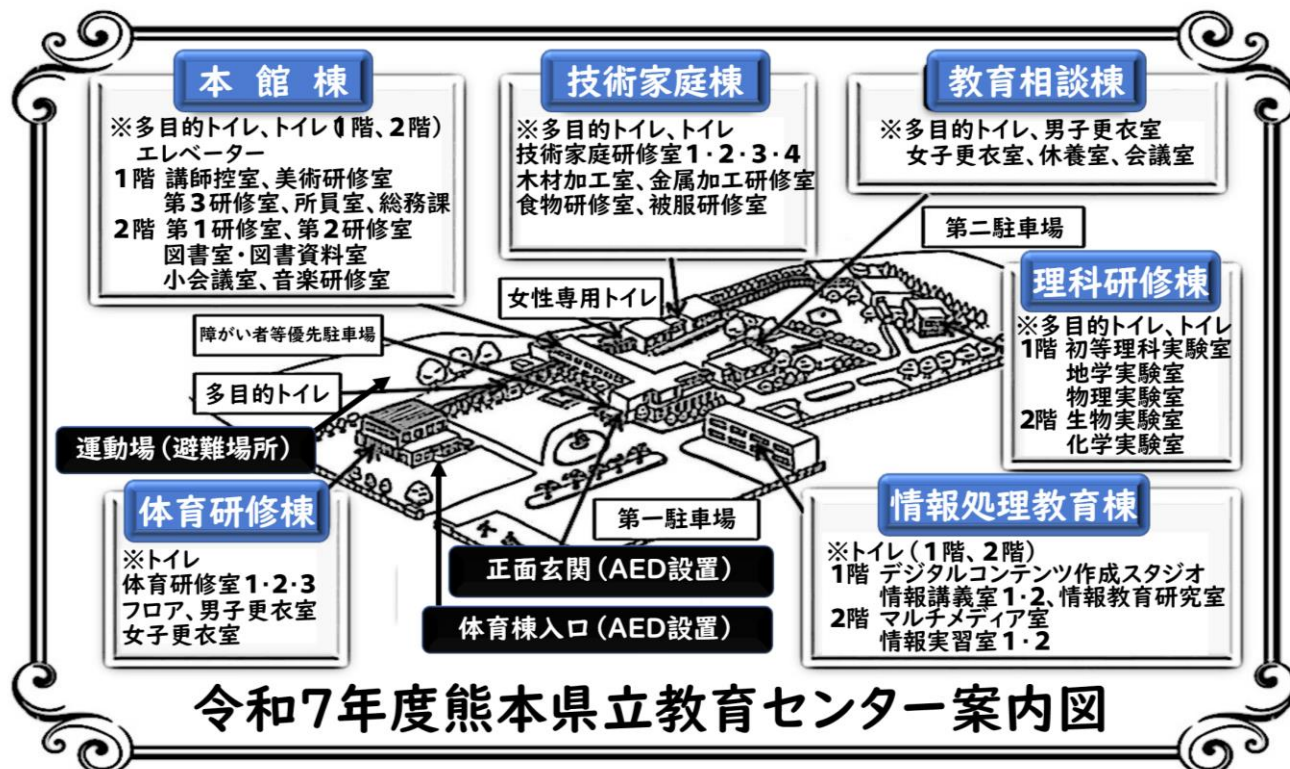
第6条 協議会の事務は、熊本県立教育センターが処理する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

この規程は、平成7年6月5日から施行する。

VI 施設の概要



敷地面積 54,169m²

建物面積(延床面積) 5,962.68m²

○技術家庭棟 780.37m²

○理科研修棟 903.51m²

○体育研修棟 952.62m²

○本館棟 1,838.50m²

○教育相談棟 244.30m²

○情報処理教育棟 942.49m²

○その他 300.89m²

発行者：熊本県

所属：熊本県立教育センター

〒861-0543 熊本県山鹿市小原

電話(代表) 0968-44-6611

(第一教科研修室・第二教科研修室・理科研修室) 0968-44-6613

(経営研修室・特別支援教育研修室) 0968-44-6637

(情報教育研修室) 0968-42-1167

FAX 0968-44-6495

URL <https://www.higo.ed.jp/center/>

発行年度：令和7年度(2025年度)

熊本県立教育センター

ホームページ

